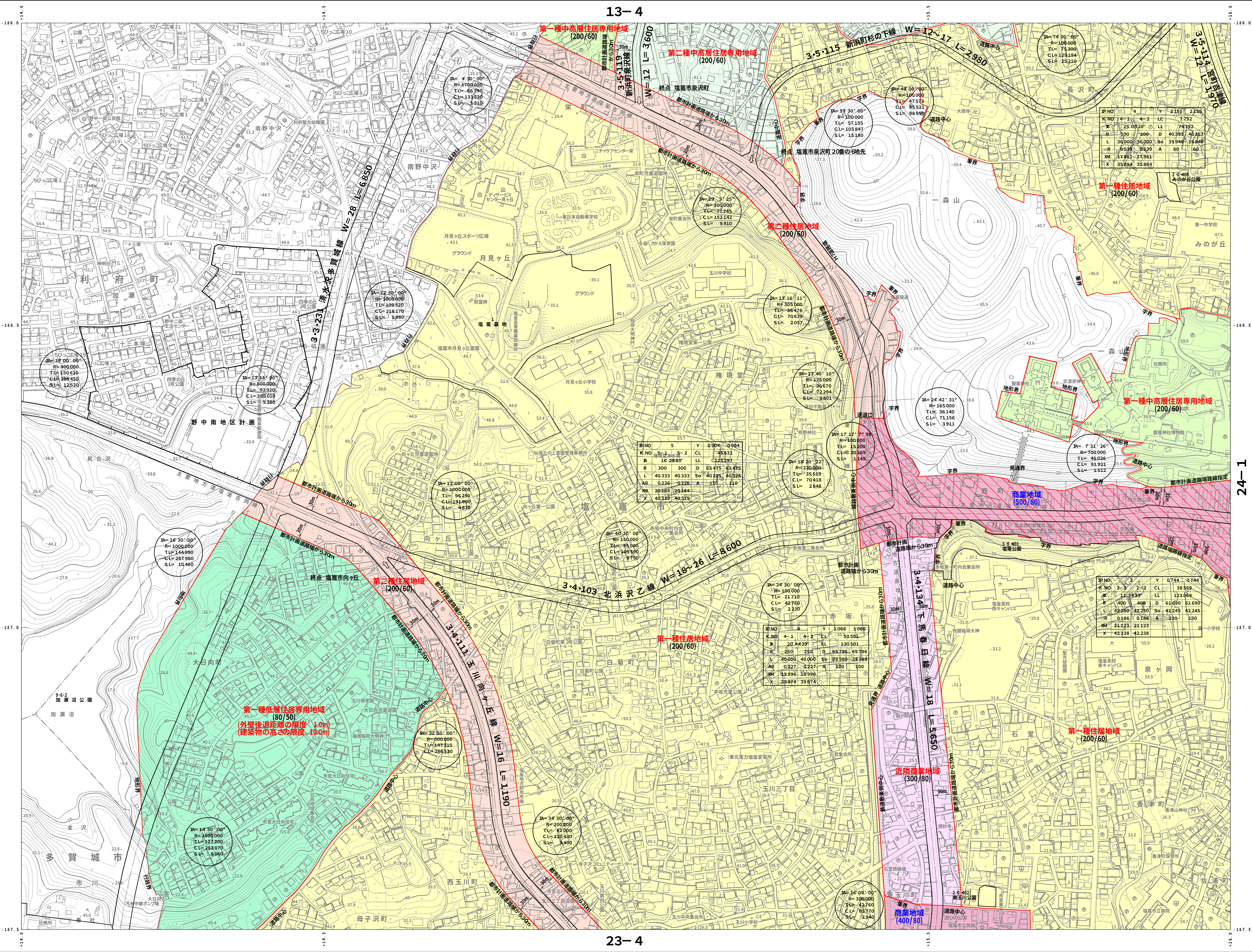




	1 3 - 4	1 4 - 3
		2 4 - 1
	2 3 - 4	2 4 - 3

凡 例

- 第一種低層住居専用地域 (80/50)
(外壁後退距離の限度 1.0m)
(建築物の高さの限度10.0m)
- 第二種低層住居専用地域 (150/60)
- 第一種中高層住居専用地域 (200/60)
- 第二種中高層住居専用地域 (200/60)
- 第一種住居地域 (200/60)
- 第二種住居地域 (200/60)
- 近隣商業地域 (300/80)
- 商業地域 (400/80)
- 商業地域 (500/80)
- 準工業地域 (200/60)
- 工業地域 (200/60)

市街化調整区域内の建築形態規制値

容積率

(%)

建ぺい率

(%)

道路高さ制限

隣地高さ制限

12m未満の場所

12m以上の場所

12m以上の場所

12m以上の場所

200

70

0.4

1.5

1.25

平成16年2月25日塩竈市告示第12号]
平成16年4月1日施行]